

# 文化財保存保護事業

## ■ 交付対象事業

- ・記録(写真・動画等)の作成、外部への調査依頼
- ・指導者および後継者育成のための講習会
- ・修理・保存処理及び維持管理の処置

## ■ 交付対象

- ・留萌市内に事務所または住所を保有し、本市で活動している団体
- ・上記団体が連合して構成している広域的団体、実行委員会
- ・留萌市の文化財指定を受けていない、有形・無形の市民的財産

※助成金の交付については、年度内で1回までです。

※企業が主催・共催する場合には助成対象となりません。

## ■ 交付金額

交付金額については、下記の表のとおりです

事業区分	補助率	助成限度額
・文化財保存保護のための記録作成 ・文化財保存保護のための指導者及び後継者の育成 ・文化財保存保護のための修理及び維持等の処置	助成対象経費 の1/2以内	1事業につき 100,000円

## ■ 対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

※詳細については別紙参照

※旅費については、別紙「留萌市旅費条例」と比較し、安価な額を対象経費とします。

学生割引や団体割引が適応される場合は、その額を対象経費とします。

※助成額は1,000円未満切り捨てです。

## ■ 注意事項

助成金を活用した場合は、作成した配布物または掲示物（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）に留萌市の助成事業であることを明示してください。

